

484 文官外交官任用令改正

〔法学新報〕第28卷2(316)号 大正7年2月1日

○文官外交官任用令改正 試験令の公布に伴ひ文官及外交官の任用令も左の通り改正せられたり

○文官任用令の部

第二条中「文官高等試験委員」を「高等試験委員」に改む

第五条第一項第一号乃至第三号を左の如く改む

- 一、高等試験行政科試験に合格したる者
- 二、高等試験外交科試験に合格し二年以上外交官又は領事官の職に在りたる者
- 三、二年以上判事又は検事の職に在りたる者

四、裁判所構成法に依り判事又は検事たる資格を有し二年以上朝鮮総督府の判事若くは検事又は台湾総督府法院若くは関東都督府法院の判官若くは検察官の職に在りたる者

第六条第二号、第四号及第五号を左の如く改む

二、高等試験令第七条の規定に依り高等試験予備試験を受くることを得る者

四、普通試験に合格したる者

五、高等試験に合格したる者

第七条中「文官高等試験委員」を「高等試験委員」に「文官普通試験委員」を「普通試験委員」に改む

附則

本令は大正七年三月一日より之を施行す

文官高等試験に合格したる者は高等試験行政科試験、文官普通試験に合格したる者は普通試験に合格したる者と看做す他の勅令中文官普通試験委員とあるは高等試験委員、文官普通試験委員とあるは普通試験委員とす

○外交官領事官及書記生任用令の部

第一条中「外交官及領事官試験」を「高等試験外交科試験」に改む

第五条中「公使館書記生及領事官書記生」を「外務書記生」

に「公使館書記生及領事官書記生試験」を「外務書記生試験」に改む

第六条及第九条中「公使館書記生又は領事官書記生」を「外

「務書記生」に改む

第七条 外務書記生試験規則は外務大臣之を定む

附則

本令は大正七年三月一日より之を施行す

外交官及領事官試験に合格したる者は高等試験外交科試験に合格したる者と看做す

他の勅令中外交官及領事官試験委員とあるは高等試験委員とす